

# 貯蓄預金

一関信用金庫  
令和4年3月1日現在

1. 商品名(愛称)	・ 貯蓄預金(アドバンテージ)
2. 販売対象	・ 個人の方に限ります
3. 期間	・ 期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻してできます
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します  ・ 毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に元金に組み入れます ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します 詳しくは、「ATM利用手数料のご案内」をご覧ください ・ 払戻回数超過手数料はありません ・ スウィングサービス手数料は無料です
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金(貯蓄預金と同じ店舗内にある同一名義の口座に限る)との間で資金を移動させるスウィングサービス(順スウィング<普通預金から貯蓄預金への自動振替>、逆スウィング<貯蓄預金から普通預金への自動振替>)の取扱いができます  ・ 適格の方はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧くださいまたは窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません ・ 「総合口座」の取扱いはできません ・ 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは窓口にお問い合わせください)